

番 号	令和 5 年度(消防)第 35 号	仕様書			
件 名	自給式呼吸器及び高圧空気容器購入				
場 所	名張市 鴻之台1番町 地内				
設計金額	一金	円	内消費税及び地方消費税	調 査	令和 5 年 6 月 7 日
				設 計	令和 5 年 6 月 21 日
履行期限	契約締結日から令和5年12月28日まで			積 算	検 算
概 要			施 行 理 由		
自給式呼吸器(プレッシャダイヤモンド型空気呼吸器 3基)、4. 7L高圧空気容器(7本)購入。					

名 張 市

内 訳 書

名 称	内 訳	数量	単価	金額
空気呼吸器本体	A1-12-CX	3		
高圧空気容器(ボンベ保護カバー含む)	530CⅢA	7		
空気呼吸器下取り		3		
高圧空気容器下取り		7		
小計				
消費税	10%			
合計				

自給式呼吸器及び高圧空気容器購入仕様書

1 総則

- (1) この仕様書は、名張市（以下「発注者」という。）が購入する自給式呼吸器及び高圧空気容器について必要な事項を定めるものである。
- (2) 検収後において、納入した物品に不良や欠損を認めた場合には、受注者の責任として交換を行うこと。
- (3) 保証期間は、メーカー固有に定める期間とする。
ただし、保証期間の経過後であっても、設計不良、構造上の欠陥及び材質不良等による製作上の欠陥又はそれに起因した故障や損傷が生じた場合には、物品の使用期間中を保証期間とし、受注者の責任において無償で修理又は交換等の必要な処置を速やかに講じること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合については、発注者の指示を受けること。

2 履行期限

令和5年12月28日（木）

3 納入場所

名張市鴻之台1番町2番地 名張市消防本部名張消防署

4 納入予定数量

番号	品名	数量
①	自給式呼吸器（プレッシャデマンド型空気呼吸器（本体のみ））	3基
②	4.7L高圧空気容器（ボンベ用保護カバー付き）	7本

5 仕様

- (1) 自給式呼吸器（以下「呼吸器」という。）

ア 品番

エア・ウォーター防災製 ライフゼム AI-12-CX

イ 性能

- (ア) 面体はCX面体のMサイズとし、拡声装置なしとすること。
- (イ) 面体内の陽圧切替は自動陽圧切替型とし、手動により陽圧を中止させる機能及びプレッシャデマンド弁が故障した場合においても手動により陽圧状態にできる機能を備えていること。
- (ウ) プレッシャデマンド弁は面体から取り外しが可能であること。
- (エ) 面体締めひも、脇バンド及び腰バンドの長さ調節は容易にでき、かつ確実

に密着するものであること。

(オ) 警報器の始動設定圧力は 6.0MPa とすること。

なお、圧力指示計の指針が始動設定圧力付近まで減少した時点で警報音が鳴動すること。

(カ) 高圧空気容器（以下「容器」という。）は固定バンドにより容易に取り付け又は取り外しができ、固定バンドは長さ調節が可能であること。

ウ その他

(ア) 保証書及び登録カードを付属し、保証期間と修理サービス体制を明確にしておくこと。

(2) 容器

ア 品番

エア・ウォーター防災製 530CⅢA

イ 性能

(ア) 容器はアルミニウム合金製ライナーに、カーボン繊維 FRP とガラス繊維 FRP を巻き付けた積層構造で、堅牢かつ軽量であること。

(イ) そく止弁のグリップと空気充填口との角度は約 150° とし、呼吸器との取付けが無理なく容易に行えること。なお、圧力指示計なしとすること。

(ウ) 必要となる票紙（表示ラベル）を表示すること。

なお、呼吸器に容器を取り付けた状態で、票紙が確認できるよう、票紙の巻き込み及び貼付位置は一定とすること。

ウ その他

(ア) 容器所有者登録記号及び番号は「J158」とする。

(イ) 保護カバーは軟質塩化ビニール製で、切傷防止用として容器の下側（そく止弁取付け側の逆側）半分を完全に覆うことのできるものであること。

(ウ) 保証書及び登録カードを付属し、保証期間と修理サービス体制を明確にしておくこと。

※今回購入する物品については、隊員の安全を確保する上で非常に重要な呼吸保護用器具であり、本市消防本部では従前から当該製品を配備していることから、現有器具との互換性や取扱い等の理由から同等品は不可とする。

6 契約単価の算出

呼吸器及び容器のいずれについても、メーカーが公表する下取り制度により購入数と同数を下取りとするため、契約単価については、下取り価格を差し引いた額により算出すること。

7 納入条件

納入については、次のとおりとすること。

(1) 呼吸器

納入は、履行期限までとし、期限内に名張消防署へ納入後、検収を受けること。

なお、本年度中に製造されたもので、契約日を基準として最も間近に製造されたも

の、又は製造予定のものを納入すること。

(2) 容器

納入は、履行期限までとし、期限内に名張消防署へ納入後、検収を受けること。
なお、契約日を基準として最も間近に製造されたもの、又は製造予定のものを納入すること。

下取りとした容器については、受注者の責任において引取り後直ちに高圧ガス保安法に規定されるくず化として処分し、その結果を完了報告書により発注者に提出すること。

8 料金の支払い

契約代金の支払いは、履行完了後、受注者が発注者に対し請求するものとし、請求のあった日より 30 日以内に支払うものとする。